

日時 平成 27 年 12 月 18 日（金）

場所 特許庁 16 階 特別会議室

産業構造審議会 知的財産分科会  
第 4 回意匠制度小委員会議事録

特 許 庁

## 目 次

1. 日時：平成27年12月18日（金） 13時00分から15時00分	
2. 場所：特許庁庁舎16階 特別会議室	
3. 出席委員：大淵委員長、浅見委員、大下委員、古城委員、茶園委員、永田委員、 荒井氏（西川委員代理）、林（千）委員、林（美）委員、平野委員、増 田委員、丸尾委員、水谷委員、和田委員	
4. 議事次第	
Ⅰ. 開 会	1
Ⅱ. 前回会合以降の進捗及び意匠制度に関する近年の取組状況について	3
Ⅲ. 画像を含む意匠に関する意匠審査基準の改訂について	7
Ⅳ. 画像デザインの保護の在り方について（報告書案）	32
Ⅴ. 今後のスケジュールについて	36
Ⅵ. 閉 会	36

## 開 会

○大淵委員長 ただいまから、産業構造審議会 知的財産分科会 第4回意匠制度小委員会を開催いたします。

本日も、御多忙の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは最初に、新たに本小委員会の委員になられたお2人の方について事務局から御紹介をお願いいたします。

○中野制度審議室長 新たに本小委員会の委員に就任された方を御紹介いたします。

日経BP社 日経デザイン編集長 丸尾弘志委員。

それから、本日は御欠席ですが、一般社団法人日本自動車工業会 知的財産専門部会 部会長、本田技研工業株式会社 知的財産部四輪事業知財室長 西川達哉委員でございます。

なお、西川委員の代理として、一般社団法人日本自動車工業会 知的財産専門部会 意匠分科会長の荒井様に御出席いただいております。

○大淵委員長 ありがとうございます。

続きまして、本小委員会の開催に当たりまして、伊藤特許庁長官から一言御挨拶をいただきと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

○伊藤長官 伊藤でございます。よろしく願いいたします。

委員の皆様におかれましては、年末の大変お忙しいときに、お集まりいただきまして、改めて感謝を申し上げたいと思います。

意匠制度につきましては、この小委員会の場を通じまして、これまでもいろいろな形で御意見をいただきまして、約2年前になりますけれども、昨年1月31日、本小委員会で「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について」という報告書をおまとめいただきました。その中で、ハーグ協定及びロカルノ協定の加入というテーマと、画像デザインの保護拡充という意匠制度を取り巻く2つの大きな流れのテーマについて、私どもの進むべき方向について御議論をいただき方向性を示していただきました。

その後の経過となりますが、ハーグ協定に関しましては、意匠法の改正を含む改正法が

昨年成立いたしましたして、同協定への加入についても国会承認がなされ、また今年の5月13日からは、晴れて我が国の協定の発効ということで改正法の施行に至ったことを御報告申し上げたいと思います。

また5月以降、このハーグ協定を利用した我が国企業の国際出願が始まっており、我が国を指定国とする諸外国からの国際出願も次第に増加してきている状況でございます。こういった観点からも、意匠制度の充実というものが図られてきていると思っております。

そして、本日御審議いただきます意匠法による画像デザインの保護につきましては、前回の小委員会以降、まずは現行法の下で迅速に対応可能な方策として運用面の取組についての検討を進めてまいりました。それから、今年の10月でございますけれども、独法のINPITのオンラインサービスとして「Graphic Image Park」という検索ツールの提供を開始しております。加えまして、意匠審査基準ワーキンググループの場におきまして、産業界や実務者の方々の御協力を仰ぎながら、あり得べき意匠審査の基準改訂の方向性について大変熱心に御議論をいただきまして、先月、11月20日に、報告書をまとめたという状況でございます。本日は、これを踏まえまして意匠審査基準の改訂を中心とした御審議をお願いしたいと思っております。

画像のデザインを含めまして、デザインというのは技術と我々人間との、いわばインターフェイスを担う重要な要素と思っております。委員の皆様におかれましても、こうしたデザインを知的財産として積極的に取り扱っていくことが、デザインを起点とした社会全体のイノベーションといったものを更に加速する有効な手段となりますよう、この保護をめぐる意匠制度の将来像も見据えながら、この委員会における議論をお願いしたいと思っております。

冒頭、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○大淵委員長 御挨拶をどうもありがとうございました。

続きまして、本日の議題について御紹介いたします。お手元の議事次第・配付資料一覧にございますとおり、前回会合以降の進捗及び意匠制度に関する近年の取組状況について、画像を含む意匠に関する意匠審査基準の改訂について、画像デザインの保護の在り方について（報告書案）の3点でございます。

それでは、まず事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○中野制度審議室長 配付資料の確認をさせていただきます。

本日の配付資料は、座席表、議事次第・配付資料一覧、委員名簿のほか、資料1、前回会合以降の進捗及び意匠制度に関する近年の取組状況、資料2、意匠審査基準ワーキンググループ報告書「画像を含む意匠に関する意匠審査基準の改訂について」、資料3、画像を含む意匠に関する意匠審査基準改訂の方向性を踏まえた実施・侵害行為等についての考え方、資料4、画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）について、資料5、意匠制度小委員会報告書「画像デザインの保護の在り方について（案）」の5点でございます。不足等はございませんでしょうか。

あと1点、お願いがございます。御発言の際にはお手元のマイクのスイッチをお入れいただき、マイクを近づけて御発言いただくようお願いいたします。

○大淵委員長 ありがとうございます。

#### 前回会合以降の進捗及び意匠制度に関する近年の取組状況について

○大淵委員長 それでは、早速ですが議論に入りたいと思います。

まず「議題2. 前回会合以降の進捗及び意匠制度に関する近年の取組状況について」でございますが、まず資料1について事務局から御説明をお願いいたします。

○山田意匠課長 それでは説明いたします。資料1を御覧になっていただければと思います。資料1、前回会合以降の進捗及び意匠制度に関する近年の取組状況でございます。これは皆様方、よく御存じだと思いますので、簡潔に要点を御説明させていただきたいと思っております。

1ページをおめくりいただきましてスライド1のところでございます。意匠制度小委員会につきましては約2年前、平成26年1月31日に報告書をまとめさせていただき、その後、分科会のほうが2月に開かれまして、そちらに報告を差し上げております。その中の課題といたしましては、1つ目、ハーグ協定のジュネーブ改正協定、それからロカルノ協定の加入に向けた対応を図るということでございました。もう1つが画像デザインの保護の拡充、本委員会の中で、今回議論をいただくテーマでございます。

スライドの2にいきまして、その後の経過が正にこちらでございます。中段ぐらいを御覧になっていただければと思いますけれども、ロカルノ協定につきましては、我が国では昨年9月24日に発効し、その後運用を開始させていただいております。それから、今年の5月13日になりますけれども、ハーグ協定のジュネーブ改正協定を我が国で発効し、

その後出願受付、もしくは皆様のほうから出願を海外にさせていただいている状態でございます。

1枚おめくりいただきまして、その詳細のことをございますけれども、ハーグ協定のジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に向けた対応でございます。対応といたしましては、この小委員会の下部組織でございます審査基準ワーキンググループにおきまして、平成26年10月10日から3回にわたりまして御議論をいただきまして、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に対応した審査基準の作成についてまとめさせていただきました。もう1つございます。ロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針を策定させていただき、これに基づいて現在、運用を開始しております。

その次の4ページ目でございます。今度は両協定に関するユーザの利便性向上に向けた国際的な取組、これは、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に加入する際からお約束事項でございました加入国を増やしていくということでございます。こちらにつきましては、ハーグ協定のWIPOで行われます法的発展に関する作業部会、いわゆる私どもワーキンググループと呼んでおりますが、こちらの第4回のワーキンググループ、平成26年6月16日から開催、それから、正に一昨日まで開かれておりましたが第5回のワーキンググループ（12月14～16日）において、そちらに出席させていただき、皆様方の御要望を我々のほうからお伝えしているところでございます。

それから、協定加入国の拡大に向けた取組でございますけれども、特許庁の専門家、具体的には審査官でありましたり、法的に詳しい者でございますが、協定加入候補、協定に加入を予定している国のほうに我が国から、我が国の経験、取組についての情報提供をすべく派遣させていただいております。具体的には、ベトナムでありますとか中国、ASEANの諸国でございます。

それから、次のページにさせていただきたいと思っております。両協定に関するユーザの利便性向上に向けた取組のもう1つ、ロカルノ協定でございます。こちらは国際意匠分類に関するものでございますが、こちら、今年の10月26日から30日の1週間にわたりましてロカルノ協定の専門家委員会が開催されております。こちらにつきましては、我が国では独自の日本意匠分類を持っておりますけれども、こちらの中に、分類に属する商品の物品名を書いているリストがございます。これをロカルノ協定に基づく国際意匠分類にも反映すべく製品リストへの追加を70ぐらい提案させていただき、おおむね提案どおり採択させていただいております。これによりまして出願の物品名を付けますと正しく分類、ロカ

ルノ協定に基づく国際分類が付けられるというのが図られるようになるということでございます。

そのほかの取組といたしまして、ロカルノ協定に基づく国際意匠分類は219の分類となっておりますが、まだまだ皆様方の利用には、非常に大ざっぱな分類となっておりますので、これらについていろいろな取組をしていくということのお約束でございました。こちらにつきましましては、日米、日韓、日中の各専門家会合の枠におきまして各国の分類、それから国際分類の運用等に関する情報交換、相互協力というところを議論してまいりました。そのほか、今年の12月3日、4日でございますが、第1回の意匠五庁会合が開催されました。今後、この会合におきましても、国際意匠分類及び自国の意匠分類に関する各庁の実務運用を比較調査・検討していく、それから情報共有していくことに合意しております。

次のページにいていただきたいと思っております。ここまでがハーグ協定のジュネーブ改正協定・ロカルノ協定の話でございましたが、もう1つの課題でございます画像デザインの保護の拡充でございますが、画像を含む意匠の登録要件に関する意匠審査基準の改訂の検討でございます。こちらは平成27年3月から11月までの間に計5回御審議をいただきまして、11月20日によりやく取りまとめをさせていただきました。それから、画像のマッチングツールを使ったクリアランスツールを10月1日からINPITにて提供させていただいております。

ここまでのところで、じゃ、近況はどうなっているのかというのがスライドの7でございます。我々のほう、審査も含めまして現在のところは出願件数3万件で推移しております。FA期間も6でございます。ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願を受け付けても、そこは変わりはありません。

しかしながら、ちょっと傾向が変わっていますので御紹介いたします。海外から日本への出願というのは年々増加をしております。一方、やや日本、国内の企業におけます出願が若干減少傾向で、それは相殺して3万件ということになっております。それがスライド7の右側の表になっております。我が国への出願件数を増やしている国といたしましては、アメリカ、欧州、中国というところが代表的なところでございます。

次のスライドにいていただきたいと思っております。8ページでございますが、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願の利用状況でございます。5月13日に受付を開始してから我が国を指定する国際意匠出願の意匠数でございますけれども、11月末までのところで1,053件となっております。それから、我が国から海外への出願ということで

国際意匠出願制度を使っているところも、毎月ながら伸びております。

それからもう1つ、画像を含む意匠の出願件数の推移でございます。それが8ページの右側のほうでございますけれども、年々、徐々にながら画像を含む意匠の出願件数というのは増えております。増えている代表としましては、我が国の国内企業の皆様方、それから、若干ではございますがその他の国の地域というところで、台湾とかそうしたところも増やしております。

そのほかの取組を御紹介いたします。9ページにいただいていただきまして、これは昨日、12月17日に品質管理小委員会が開かれておりますけれども、意匠審査の品質管理の取組についても私どものほうで取り組んでおります。意匠審査に関する品質ポリシーとして我々のほうでも取り組んでおりますので、こちらを御覧になっていただければと思います。

10ページ目にいただいていただきまして、意匠制度をめぐる近年の国際的な動向を少し御紹介いたします。

まずはハーグ協定のジュネーブ改正協定に関する国際的な動向でございます。こちらは、もう皆様方御存じのとおり、2010年7月に韓国の加入に続きまして、2015年5月に、同日ではございますがアメリカと日本が加入しております。それによって、現在49というところで一報が届いておりますが、一昨日までハーグ協定に基づくワーキンググループが開かれておりまして、50カ国目としてトルクメニスタンが加入書を寄託したとっております。そのほかですけれども、皆様方が一番興味のある中国、ロシア、そうした国々につきましても近年中の加入を検討しております。そのほかASEANにも動きがございますので、これは我々のほうで情報を知り次第、皆様方にもお伝えしていきたいと思っております。

それから、ロカルノ協定に関する国際的な動向としましては、特に大きな動きはございませんけれども、54カ国が現在加入しております。

そのほか、画像デザインの保護に関する国際的な動向でございます。こちらは中国で動きがございました。2014年5月1日から、グラフィカル・ユーザ・インターフェイスを含む製品のデザインを、専利法に基づく外観設計の保護の対象として追加しております。現在、年間の登録数といたしましては54万6000件ぐらいございますけれども、中国におきましても画像デザインは徐々にながら増えておりまして、5,000件ぐらいは出願がございます。

その次のページ、最後になりますけれども、意匠制度をめぐる近年の国際的動向という

ところでございます。これは、先ほど少し御紹介いたしましたが、12月3日、4日にわたりまして、アメリカのアレキサンドリアにおきまして意匠の五庁会合が創設され、初めて開催されました。この中では、様々な議論をこれから展開していくのでございますけれども、まずは、これからプロジェクトとして様々、ユーザの皆様方にお役に立てるような議題として13のプロジェクトを採択させていただいております。我が国といたしましては、統計を取りまとめていって皆様方に情報提供すること、それから各国に情報共有すること、ロカルノ協定に基づく国際意匠分類に関する情報共有、それらの取りまとめ、情報の取りまとめですね。運用面の取りまとめ等々を我々のほうで担当させていただこうというふうに考えております。

ここまでのところが、約2年にわたる動向でございます。

私からは以上でございます。

○大淵委員長 御説明をありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明内容について、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

ありがとうございました。

#### 画像を含む意匠に関する意匠審査基準の改訂について

○大淵委員長 それでは、次の議題に移りたいと思います。「議題3. 画像を含む意匠に関する意匠審査基準の改訂について」という議題についての議論に入りたいと思います。

まずは資料2から4まで、最初に、全ての資料の御説明をお聞きしてから審議を行いたいと思います。

それでは、まず資料2につきまして事務局から御説明をお願いいたします。

○伊藤意匠制度企画室長 それでは、資料2につきまして、内容の御説明をさせていただきます。

資料2、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループ報告書「画像を含む意匠に関する意匠審査基準の改訂について」です。こちらは、先月、11月20日に取りまとめが行われました意匠審査基準ワーキンググループの報告書でございます。

表紙をおめくりいただきまして、まずは審査基準ワーキンググループにおける検討経緯です。説明が重複しますので、要点のみ御説明させていただきたいと思っております。

まず、こちらのワーキンググループにおける検討は、意匠制度小委員会の報告書に基づき具体的な検討を実施したものでございます。すなわち、意匠制度小委員会の報告書では、画像デザインの保護制度のあり方について、法制的な枠組みと制度を支える運用面の取組とによって実現される制度全体を念頭においた上で検討を進めることが必要ということで、具体的には、意匠審査基準を改訂することにより、①物品にあらかじめ記録された画像のみではなく、後から追加される操作画像を保護対象とし、②パソコンの操作画像を保護対象とすることを視野に入れ、ワーキンググループにおいて画像を含む意匠の登録要件について具体的検討を行う、ということが課題でございました。

それを受けまして、このワーキンググループでは、現行意匠法の規定の下で対応可能な画像を含む意匠の登録要件について、さきの①、②の視点に基づく具体的な検討を行っていただきました。具体的には、第4回の3月30日から第8回の11月20日までの計5回で、内容の御議論をいただいたところでございます。

1ページ目をおめくりいただきまして、このワーキンググループで取りまとめられました画像を含む意匠の登録要件に関する意匠審査基準改訂の考え方は、以下のとおりです。

まず1点目、登録対象の拡充、意匠法第3条第1項柱書、第3条第1項第3号、第7条関係でございます。

まず、現行意匠審査基準では、平成18年意匠法改正当時の状況を踏まえ、物品にあらかじめ記録された画像でないものは意匠を構成しないものとして取り扱い、物品に事後的に記録された画像や、パソコン等の電子計算機にソフトウェアをインストールすることで表示される画像等は意匠登録の対象から除外している。しかしながら、情報通信技術の急速な進展に伴い、機能の事後的なアップデートが可能な機器が増加したことに加え、スマートフォンやタブレットコンピュータといった小型高性能な電子機器（モバイルデバイス）の急速な普及を背景に、これらの機器にソフトウェアを追加することで、従来は様々な専用機が担っていた役割を1台の機器を核として実現し得る時代へと変化してきている。その結果、現在においては、これら機器が事後的に具備した機能についても物品の機能として理解する意識が社会に広まるとともに、当該機能の実現のために用いられる画像についても一定の保護ニーズが示されるに至っている。

このような物品の機能に係る現代社会の理解の変化に対して、現行意匠法が許容する範

圈内において意匠の審査運用を適応させ、画像を含む意匠のより適切な保護と活用を図るため、以下の点を中心とする意匠審査基準改訂の考え方をまとめた、ということです。

まず1点目、工業上利用することができる意匠（意匠法第3条第1項柱書）ですが、当初の製造出荷段階で物品にあらかじめ記録された画像のみならず、その後いずれかの段階で物品に記録された画像、すなわち事後的に記録された画像についても、物品との一体性を有するもの、意匠法第3条第1項柱書適用の要件としております「意匠を構成するものであること」の要件を満たすものとして取り扱う。この場合、ソフトウェアのインストールにより記録された電子計算機の付加機能に係る画像についても、意匠を構成するものとして取り扱う。

他方、テレビ番組の画像やインターネットを通じて表示されるウェブサイトの画像など、物品の外部からの信号による画像を表示したもの、物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したもの、及び映画の一場面やゲーム等のいわゆるコンテンツを表した画像については、引き続き物品との一体性を有さないもの、すなわち意匠を構成しないものとして取り扱う。また、ネットワークコンピューティングによりクライアント端末である電子計算機に表示される画像は、意匠法第2条第2項に規定する、一体として用いられる物品に表示される画像には該当しないものとして取り扱う。

次に2点目、願書及び図面に記載すべき事項、意匠法第7条、第3条第1項柱書関係でございます。ソフトウェアのインストールにより記録された付加機能を有する電子計算機の画像について意匠登録出願する場合には、願書の「意匠に係る物品」の欄に「〇〇機能付き電子計算機」と記載して、付加機能を有する電子計算機であることを明記する。この「〇〇機能」は、従来専用機において認められている物品の区分を参考としつつ、経済産業省令で定める物品の区分又はそれと同程度の区分により表される物品の機能と同等の、一の機能を記載する。それから、電子計算機の本体とデータ表示機とが別体として構成された電子計算機の場合につきましては、現行の意匠審査基準に則して、画像図のみの図面による出願を認める。

3点目、類否判断、第3条第1項第3号関係でございます。画像を含む意匠の意匠に係る物品の類否判断は、以下の点に留意しつつ、現行の意匠審査基準における全体意匠及び部分意匠の類否判断の考え方を適用する。

①画像を含む意匠の場合には、意匠に係る物品の用途及び機能の類否に加え、当該画像の用途及び機能についても類否の判断を行う。②付加機能を有する電子計算機と他の物品

とは、物品としての用途及び機能が共通するかどうかを総合的に勘案して、それらが相互に類似の用途及び機能を実現できるものである場合には、意匠に係る物品が類似すると判断する。③付加機能を有する電子計算機が、電子計算機以外のハードウェアの存在なしに他の物品と同一又は類似の用途及び機能を実現することができない場合には、当該他の物品とは意匠に係る物品が類似しないと判断する。

なお、公知資料中に表された画像についても、それが電子計算機にインストールされたソフトウェアの画像と認められる場合には、付加機能を有する電子計算機（〇〇機能付き電子計算機）の意匠と認定し、出願の意匠との対比を行う、ということです。

続きまして、（２）創作非容易性判断基準の明確化、意匠法第３条第２項関係でございます。

画像を含む意匠の創作においては、その画像を介して実現しようとする物品の機能や使用者のユーザビリティの向上の観点が最も重要視され、そこに多くのデザイン投資がなされているという近年の画像デザインの開発実態に鑑みますと、そのような創作の成果が視覚的な特徴として現れた画像を含む意匠のみを適切に保護し、他方、ありふれた手法に基づいて創作されるような創作性の低い画像については、それらが独占権を有することがないように、できる限り意匠権による保護の射程から外し、当業者の自由利用に委ねることが重要である。画像を含む意匠についての創作非容易性の判断に係る審査基準の明確化を図るため、以下の点を中心とする意匠審査基準改訂の考え方をまとめた、ということです。

１点目が、画像を含む意匠に関する創作非容易性の判断手法の明確化です。多くの審決において、これまで明示的に行われております判断手法を前提といたしまして、容易に意匠の創作をすることができたと判断する際の論理構成を文章で明記する、ということです。また、創作非容易性の判断主体につきまして、意匠に係る物品を製造したり販売したりする業界の意匠に関する通常の知識に加えまして、画像の創作に係る一般的知識についてもこれに含まれること、並びに画像の創作過程においてよく見られる改変及びありふれた手法についても、その典型的な考え方と事例を明記する、ということです。

２点目といたしまして、当業者の立場から見た意匠の着想や独創性を評価する際に参酌することができる事項ということで、こちらは評価する点でございますが、創作非容易性についての判断においては、本願意匠の視覚的な特徴として現れるものであって、独自の創意工夫に基づく当業者の立場から見た意匠の着想や独創性が認められる場合については、その点についても考慮するという事です。

次に、この改訂意匠審査基準案の取り扱いについてです。本ワーキンググループでは、現行意匠法の規定の下で対応可能な意匠審査の運用指針として、上記考え方を踏まえた改訂意匠審査基準案を作成したということで、次の紙以降が添付別紙の改訂意匠審査基準案、今申し上げました考え方を具体的に審査基準の形で書き起こした「改訂意匠審査基準（第7部第4章）（案）」でございます。内容につきましては、時間の関係で説明は割愛させていただきたいと思っております。

なお、この改訂意匠審査基準につきましては、資料2の一番最後のページを御覧いただきたいと思っておりますが、適用日について、改訂意匠審査基準第7部第4章は、「74.4.3 創作非容易性」については平成28年4月1日以降に審査される意匠登録出願に、「74.4.3 創作非容易性」を除く部分、すなわち登録対象の拡大の部分でございますが、こちらについては、同日以降の意匠登録出願に、それぞれ適用するということでございます。

報告書の3ページにお戻りいただきまして、下から3行目、最後のパラグラフでございますけれども、当該改訂意匠審査基準案は、意匠制度小委員会に報告し、同小委員会において実施・侵害行為等についての検討及び意見募集手続を経た上で適用することが適当である、といった形にワーキンググループで取りまとめていただいております。

説明は、以上でございます。

○大淵委員長 御説明ありがとうございました。

それでは、次に資料3になりますが、画像を含む意匠に関する意匠審査基準改訂の方向性を踏まえた実施・侵害行為等についての考え方についての議題でございます。この資料3は、今御説明のあった意匠審査基準の改訂を行う場合に、その結果生ずるであろう実施や侵害行為等について想定されます一般的な考え方を、この小委員会の委員でもある学者、弁護士の皆さんのお考えをまとめる形で事務局のほうで作成していただいたものですが、この資料の準備に際して大変御尽力をいただき、また意匠審査基準ワーキンググループの座長もお務めいただきました茶園委員から、御説明をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○茶園委員 それでは私から、資料3「画像を含む意匠に関する意匠審査基準改訂の方向性を踏まえた実施・侵害行為等についての考え方」につきまして、その概要を御説明いたします。

今、大淵委員長からも御紹介がありましたけれども、この資料は、今回の意匠審査基準

改訂を行う場合に想定されます実施や侵害行為等についての一般的な考え方を、私を含むこの小委員会の学者・弁護士委員の皆さんのお考えを基に、事務局のほうでまとめていただいたものです。

それでは資料3を御覧いただきたいのですが、2ページ目が目次で、それをめくっていただいて3ページ目からまいります。、3ページ目の「はじめに」のところ、2つ目のパラグラフから御覧いただくと、意匠審査基準において意匠登録の対象と取り扱う画像デザインの範囲を拡充とした場合に、画像デザインの開発や利用に関わります事業者等は、自らの事業を円滑かつ優位に進めるために、新たな意匠権の取得及び活用についての対応を図るということに加えまして、他者が保有する意匠権の侵害回避につきましても、これまで以上に適切な考慮と対応を図る必要が生じます。

登録意匠又はこれに類似する意匠の実施、あるいは意匠権侵害の成否に係る問題は、当然ながら裁判所の専権に属する事項でありまして、個々の事案に基づいて判断される事項でありますため、これを予断するということとはできないのですけれども、画像デザインの開発や利用に関わる事業者等が、上記対応を図る上で有用な情報を提供するべく、意匠法や特許法等の関係法令の制度趣旨及びこれまでに示されました裁判例の考え方などを考慮しながら、今般の意匠審査基準改訂の検討において提案されている新たな画像を含む意匠を念頭に、現行意匠法の関連規定の適用について想定される考え方をまとめたものでございます。

4ページ目の、「1. 意匠審査基準改訂の方向性」において、この文書の検討の前提について書いております。

先ほどの意匠審査基準改訂の説明でありましたけれども、まず(1)にありますように、物品にあらかじめ、又は事後的に記録され、物品と一体化した画像が意匠を構成するものとして取り扱うということになります。この「事後的な記録」によって物品と一体化した画像には次の2つが含まれます。1つ目が、意匠に係る物品があらかじめ有する機能に係るアップデートの画像であり、2つ目が、電子計算機にソフトウェアをインストールすることで生成される、電子計算機の付加機能に関する画像であり、これらが新たに保護対象になるということです。

その一方、(2)にありますように、テレビ番組の画像やインターネットの画像など物品の外部からの信号によって表示される画像、及び、物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像は、引き続き保護対象としません。また、(3)にありますように、映

画の一場面やゲームの画像などの物品から独立したコンテンツの画像も、引き続き保護対象にしないということになります。

この画像を含む意匠の保護対象に関する意匠審査基準改訂の方向性を前提にいたしまして、その実施あるいは侵害行為等について想定される考え方を整理したということになります。

またおめくりいただきまして5ページからですが、これがこの文書の中核部分で、実施・侵害行為等についての考え方です。

まず、意匠権は登録意匠又はこれに類似する意匠の実施に及ぶものですから、「実施」として、どのような行為が当たるのかということを検討しております。

①意匠に係る物品の「製造」のところで、2つ目のパラグラフを御覧いただくと、まず、画像が物品の製造出荷時にあらかじめ記録されている場合は、当該物品への画像の記録は物品の製造の一環として行われるため、この画像の記録を含む一連の工程によって、当該画像を表示することができる状態の物品をつくり出す行為が意匠に係る物品の「製造」に該当すると評価することについては、恐らく異論はないであろうと思われま

す。これに対しまして、画像が製造出荷後の物品に記録されるという場合は、当該物品への画像の記録は当初の物品の製造から独立して行われるということになりまして、その画像を記録する行為が意匠に係る物品の「製造」に該当するといえるかどうか問題となります。これに関しまして、特許法の間接侵害に関する裁判例であります、いわゆる「一太郎事件」を紹介しております。この事件で知財高裁が述べた考え方は、6ページの最初の段落の最後のほうに飛びますが、意匠法上の物品の「製造」と特許法上の物の「生産」は、用語は異なるのですけれども、いずれも保護客体であるところの意匠あるいは発明を具現化したものを完成させる行為という点において本質的な違いはないと考えられますので、意匠に関する「製造」に及ぼすことができるのではないかと考えられます。

次の段落ですが、また、意匠法第2条第2項は画像の意匠について、物品に「表示される」画像が物品の部分の形状等に含まれることを規定しておりまして、法文上、画像が「表示された」ことまでは求められていないということから、少なくとも画像が物品に記録され、その画像を任意のタイミングで現に表示することができる状態の物品がつくり出されていれば、同項に規定する画像を含む意匠が完成したと評価し得るものと考えられます。

それで、以上のことに基づきますと、次の段落ですが、物品の製造出荷の前後に関わら

ず、当該物品に画像を記録する行為、敷衍すれば、ソフトウェアのインストールによって電子計算機に画像を記録する行為は、意匠法上の意匠に係る物品の「製造」に該当すると評価することが可能であると考えられます。

したがって、次のような行為は「製造」に該当すると考えられます。例1で、物品の製造工程において、登録意匠に係る画像を当該物品に記録する行為、例2で、上市後の機器が、あらかじめ有する機能に係るソフトウェアのアップデートを行うことによって、登録意匠に係る画像を当該機器に記録する行為、例3で、上市後のパソコンに特定の機能に係るソフトウェアをインストールすることによって、登録意匠に係る画像を当該パソコンに記録する行為を挙げておきまして、このような行為が「製造」、すなわち実施行為に当たると考えられます。

7ページの②、③は、画像が外部機器（サーバー）からパソコンに送られるという場合を対象にしまして、②はパソコン側から見た場合の問題を記載しております。③はサーバー側から見た場合の問題を記載しています。②は、サーバーから配信される画像が一時的に記録される場合に、これをどう考えるかというもので、著作権法で一時的記録という問題がありますけれども、同様の問題と考えていただければよいと思います。ちょっと読み上げますと、例えばクラウドコンピューティングのように、外部機器（サーバー）に記録されたソフトウェアをネットワーク経由でクライアント端末（パソコン）で使用するという場合に、当該ソフトウェアに含まれる画像が、クライアント端末としてのパソコンの画像を構成するといえるかどうかの問題となり得ます。そのソフトウェアに含まれる画像が、クライアント端末にダウンロードされるというような場合であれば、これは先ほど言った「製造」に当たることになるでしょうが、ここで問題としているのはダウンロードされないという場合です。

この場合、当該ソフトウェアの使用に際しましては、その画像をパソコン上に表示させるために、技術的には当該パソコンに画像を一時的に記録することになります。ここでの一時的記録というのは電源を切れば消滅するということですが、その場合の記録は、あくまでもパソコンにおける情報処理の過程で不可避免的に生じるものにすぎず、物品との一体性を意匠成立の前提とする現行意匠法の制度趣旨に鑑みますれば、当該画像は物品の外部からの信号によって表示される画像と同様、当該パソコン単体で継続的に表示、使用することが予定されたものではないため、当該パソコンと一体化したもの、すなわち、当該パソコンの意匠を構成するものとはいえないと解されます。したがって、そのような画

像はパソコンの意匠を構成するとはいえないものですから、当該画像の記録を意匠に係る物品の「製造」ということはできないということになります。

このような考え方を前提にしますと、次のような行為は「製造」とは評価されないであろうということで、例1として、クラウドコンピューティングによるソフトウェアのクライアント端末（パソコン）上での使用において、クラウドサーバーから配信される当該ソフトウェアに係る画像をクライアント端末のキャッシュに一時的に記録する行為、例2として、インターネットを通じて、インターネットサーバーに記録されたウェブサイトの画像を閲覧する行為を挙げています。

③は、パソコンにおける一時的記録が、今申し上げましたように「製造」に当たらないとしても、パソコンに一時的に記録されるソフトウェアはサーバーには記録されているわけで、クライアント端末であるパソコンに表示される画像がサーバーの意匠を構成するかという問題を検討しております。4行目くらいからですが、上記②のような場合に、クライアント端末であるパソコンに表示されることを目的としてサーバーに記録した画像が、意匠法第2条第2項に規定する当該物品（サーバー）と「一体として用いられる物品に表示される」画像として、当該サーバーの意匠を構成するか否か、ということです。

もう一度申し上げますと、②は、画像がサーバーからクライアント端末に送られ、そこで使用されるのですけれども、その場合にクライアント端末で表示されることはクライアント端末で意匠が構成されるというようには考えられませんので、「製造」には当たらないということになります。その一方、クライアント端末で表示されることがサーバーに記録されたものの表示ということが出来るか、もしそのようにいえるのであれば、サーバーへの記録が「製造」に当たると考えられる可能性が出てくるわけです。

この点について判断した裁判例は確認されてはいないのですが、例えばテレビ画面に表示されたDVD機器の操作画像など、同時に用いられる他の物品の表示部に表示されることが当該機器の使用上の便宜にすぎないような画像についても、当該機器に係る画像として保護しようとする同規定の制定趣旨に鑑みますれば、サーバーに記録された画像が、専らテレビやディスプレイといった受動的な情報表示を本来的機能とする機器においてではなく、それ自体が入力操作の対象となり、自ら演算処理を行うことを本来的機能とするパソコン等の双方向通信を前提として、不特定多数のパソコン等への一時的な機能提供のために用いられるようなものである場合には、その画像は、当該サーバーの使用上の便宜としてクライアント端末に表示されているものとはいえ、意匠法第2条第2項に規定する

「当該物品と一体として用いられる物品に表示される」画像には該当しないものと解されます。そうしますと、そのような意匠を構成するとはいえない画像をサーバーに記録するという行為につきましても、意匠に係る物品の「製造」とは評価されないというように考えられます。

④は、「製造」以外のその他の実施について規定されておりました、2段落目を見ていただくと、物品の外部からの信号によって表示される画像を保護対象とはしないということ的前提にいたしますと、先ほど言ったような行為に加えまして、例えば次のような行為も画像を含む意匠についての「実施」には含まれないと考えられます。例1で、クラウドコンピューティングによるソフトウェアのクライアント端末での使用において、クラウドサーバーから配信される当該ソフトウェアに係る画像がキャッシュに一時的に記録されたクライアント端末を使用する行為、例2で、クラウドコンピューティングによるソフトウェアのクライアント端末での使用において、配信される当該ソフトウェアに係る画像が記録されたサーバーを、クライアント端末を通じてユーザが使用する行為、例3で、インターネットを通じて、インターネットサーバーに記録されたウェブサイトの画像を閲覧する際に、当該ウェブサイトに係る画像がキャッシュに一時的に記録されたクライアント端末を使用する行為を挙げておりました、このような行為は「実施」には当たらないと考えられます。

飛ばしまして10ページのほうにいただきますと、今申し上げました実施概念に関する考え方に基きまして、直接侵害を考えることができるわけですが、直接侵害に関しましては、①「業として」の実施が問題になります。これは、意匠権の効力が「業として」の実施に限られていることによります。「業として」の実施は、特許法等々にも規定されておりました、この要件については、個人的家庭的な実施についてまで権利の効力を及ぼすことが社会の実情から考えて行き過ぎであるということとその背景としており、特許法に関する裁判例や学説においても、「業として」の実施が個人的家庭的な実施には及ばないという考え方が広く支持されております。このような考え方は意匠法にも同様に妥当するのではないかと思います。そうだとしますと、意匠に係る物品の「製造」等が個人的家庭的なものにすぎない場合には意匠権の効力は及ばず、他方、個人的家庭的な実施にすぎないといえない行為については、「業として」の実施に当たると判断される可能性があると考えられます。

11 ページに移っていただきまして、意匠権は登録意匠及びこれに類似する意匠に権利

が及びますので、類似概念が問題になります。ここでは特に意匠に係る物品の類否について書かれております。最初のほうは類否一般のことが書かれておりまして、これを踏まえて、12 ページの最後の段落に移っていただきますと、意匠権侵害の場面における具体的な類否判断は、あくまで個々の事案に応じて裁判所が行うものですが、画像を含む意匠も物品と一体をなすものであるという点において他の意匠と違いはないことから、意匠に係る物品の類否判断にこれまでの裁判例と同様の考え方をとるといたしますと、画像を含む意匠についての意匠に係る物品の類否判断は、意匠に係る物品全体の用途及び機能の共通性を前提としつつ、当該画像の形態についての評価判断に必要十分な範囲において当該画像の用途及び機能の共通性を考慮するものと想定されます。そのため、登録意匠の画像と対比する物品に記録された画像が、その画像に係る機能の詳細において多少の相違がある場合や対比する物品に様々な機能のソフトウェアがインストールされていることにより、登録意匠の画像に係る機能以外の点で両意匠の意匠に係る物品の用途及び機能に相違があるような場合であっても、両意匠の意匠に係る物品は類似すると判断される可能性があるとして書かれております。

めくっていただきまして 13 ページ、14 ページに利用関係に関して書かれています。最初のところは、いわゆる「学習机事件」が紹介されておりまして、14 ページの上から 4 行目まで省略して、4 行目から、当該裁判例は部分意匠についての判断を示すものではないのですが、部分意匠に関する意匠権侵害訴訟においても登録意匠の実施は意匠に係る物品の製造等と考えられることを踏まえ、他人の登録意匠が部分意匠の場合であっても、当該実施に係る意匠の中に、当該部分のみならず意匠に係る物品の全部が、当該部分意匠の特徴を破壊することなく、他の構成要素と区別し得る態様において包含されていることを要するとの考え方が成り立ち得るであろうと思われま。

この考え方をとりますと、例えばタブレット型の電子計算機を意匠に係る物品の全体形状とした付加機能を有する電子計算機の登録意匠がある場合に、当該登録意匠に係る画像を記録したタブレット型の電子計算機を、部品の一として外観形態上に組み込んだ冷蔵庫のような物品の場合であれば、当該タブレット型の電子計算機が冷蔵庫の他の構成要素と区別し得る態様において包含されているといえますから、その冷蔵庫の意匠についての実施は、当該登録意匠との間で利用関係が成立する可能性があると考えられます。

次のページをめくっていただきまして、これまで申しました実施や利用の考え方に基づいて侵害が成立した場合の差止め請求権に関しましては、①のところだけ紹介しておきま

すと、この画像を含む意匠の場合の差止めの対象となる行為についてですけれども、画像は、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合として、意匠に係る物品と一体不可分の部分を構成するものですから、通常の部分意匠の場合と同様、画像を含む意匠の場合における意匠権侵害の差止めの対象となる行為は、当該画像が一体的に記録された物品の製造や譲渡等になると考えられます。この場合、登録要件を満たした登録意匠の画像又はこれに類似する画像が一体的に記録されていれば、当該登録意匠に係る物品と同一又は類似の物品を製造、譲渡する行為は意匠権侵害の差止めの対象となると考えられます。ただ、その場合であっても、当該意匠権侵害に係る画像を当該物品から削除又は登録意匠の画像とは非類似のものに変更しましたら、当該削除又は変更後の物品の製造や譲渡等は差止めの対象ではなくなると考えられるということになります。

16 ページ以下が間接侵害に関する問題でして、17 ページまで飛んでいただきまして、まずソフトウェアと間接侵害の関係について書かれております。意匠法第 38 条第 1 号には「登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物」にプログラム等が含まれることが明文で規定されているため、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る画像を生成するプログラム等は「登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造に用いる物」に該当します。このうち一定の要件を満たすものは、いわゆる「のみ品」に該当する可能性があるということになります。そして、当該プログラム等を包含するソフトウェアを生産した場合には、必然的に当該プログラム等も生産されるということになりますので、当該ソフトウェアを業として生産、譲渡等した場合には間接侵害に該当する可能性があるということになります。

また、直接侵害を構成する前段階の行為を侵害とみなして禁止するという間接侵害規定の趣旨を踏まえて、意匠法における間接侵害が対象とするのは「登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品」の製造に用いるものでありまして、この場合の「登録意匠又はこれに類似する意匠」とは、意匠権の効力と同様、意匠の形態のみならず、意匠に係る物品についても登録意匠と同一又は類似の範囲が対象になると考えられます。

一般に、意匠に係る物品の類否は、物品の用途及び機能の共通性を踏まえて判断されるということになりますので、上記ソフトウェアがインストールされた物品が登録意匠の意匠に係る物品との関係において、物品の用途及び機能が同一又は類似であって、その形態も同一又は類似である場合には、当該ソフトウェアは「登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造に用いる物」に該当すると考えられますが、登録意匠に係る画像と形態

又は画像に係る機能が類似しないなど、そもそもソフトウェアのインストールによって「登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品」が構成されない場合には直接侵害が成立する余地がないことから、当該ソフトウェアの業としての生産、譲渡が間接侵害に該当することはないということになります。

画像に関しまして、特に考えなければいけない問題として2つのものが書かれています。1つ目が、多数の画像を表示可能なソフトウェアの場合の間接侵害の問題です。2つ目が、多数の物品に用いられるソフトウェアの場合の間接侵害の問題です。

まず、多数の画像を表示可能なソフトウェアの場合の間接侵害の成否に関してですが、製品として流通するソフトウェアは、一の画像のみならず多数の画像を表示し得るものであることが通例であるということからいたしますと、そのような多数の画像を表示可能なソフトウェアについての間接侵害の成否というのが問題になります。

これについてどう考えるかですが、18 ページにいきますと、ソフトウェアは一般に複数の具体的なプログラム等の集合体として構成されていると理解されるものであるため、そのようなソフトウェアが内包されているプログラム等のうち、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る画像を生成するプログラム等について、その部分の「のみ品」該当性を考えますと、当該プログラム等により生成される画像が常にその登録意匠又はこれに類似する意匠に係る画像である限りにおいて、当該画像を生成する以外の用途は想定されないため、当該プログラム等については「のみ品」に該当するとの考え方が成り立ち得ると思います。

この考え方をとりますと、ソフトウェア全体としては多数の画像を表示し得るものであっても、その中に登録意匠又はこれに類似する意匠に係る画像が含まれていれば、当該画像を生成するプログラム等については「のみ品」に該当すると理解されますので、当該プログラム等を内包するソフトウェアの業としての生産や譲渡等の行為は間接侵害に該当する可能性があると思われれます。

2つ目の問題が、多数の物品に用いられるソフトウェアの場合の間接侵害の成否についてです。ある物が「のみ品」に該当するか否かという点については、一般に、その物が経済的、商業的又は実用的な他の用途が存在するかどうかという観点から判断されると解されておりまして、特許権の間接侵害に関する裁判例では、当該他の用途として、その物に抽象的ないしは試験的な使用の可能性があるだけでは足りないとするものがあります。この考え方をとり、意匠に係る物品がソフトウェアとこれを記録する物品との結合体として

構成されることを前提にいたしますと、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る画像を生成するプログラム等を内包するソフトウェアが、専ら「登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品」を構成するために用いられる場合には、そのソフトウェアの業としての生産、譲渡等は間接侵害に該当する可能性があります。

一方、そのソフトウェアの経済的、商業的又は実用的な用途として、「登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品」以外の物品を構成するためにも用いられるという場合には、そのソフトウェアの業としての生産、譲渡等は間接侵害には該当しないという場合があります。

ただし、この場合、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る画像を生成するプログラム等を内包するソフトウェアが、二以上の互いに非類似の物品について用いられるものでありましても、そのうちの一の物品に用いられる場合にのみ「登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品」が構成される場合であっても、そのソフトウェアを使用可能な他の非類似物品が、例えば、極々限られた特定の製品のみであって、そのような限られた用途は商業的な用途ではないと解されるというような場合には、そのソフトウェアの業としての生産、譲渡等は間接侵害にも該当する可能性があると思われまます。

今申したような考え方を前提として、ともかく間接侵害が成立する場合がありますわけですが、その例として、19 ページの真ん中から少し下に書いてありますように、例1で、企業が「のみ品」に該当するプログラム等を内包するソフトウェアを記録した記録媒体を生産する行為及び当該記録媒体を販売する行為、例2で、企業が「のみ品」に該当するプログラム等を内包するソフトウェアをインターネットを通じて配布する行為を挙げています。

19 ページの最後の段落に書かれていますのは、間接侵害の成否について問題とされる独立説と従属説に関するものです。間接侵害品を用いた直接実施行為（生産）が「業として」の実施に当たらない、よって、直接侵害は成立しないという場合に間接侵害が成立するかどうかについては、特許法の間接侵害に関する裁判例では、当該間接侵害品の「業として」の製造、販売が間接侵害に該当すると認めたものがあります。ですから、この場面では、直接侵害は成立しなくても間接侵害が成立し得るという考え方がとられていることになります。この考え方を意匠法の同様の問題にも採用するといたしますと、ソフトウェアがコンシューマ向けのものである場合であっても、業として行われた登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いるソフトウェアの生産、譲渡等の行為については間接侵害が成立する可能性があると思われまます。

次のページをめくっていただくと、意匠法第 40 条の過失推定規定に関することが書かれています。過失推定規定については、実務的には、公報未発行の場合を除いて過失の推定の覆滅が認められる場合は、極めて低いと考えられています。ただ、前の報告書において別の考え方が指摘されたことがあるということが、注の 26 で記載されています。

22 ページに移っていただきまして、最後に「3. 特定の主体による行為についての考え方」において、エンドユーザとプロバイダ・クラウド事業者による行為について記載されています。

まず、エンドユーザにつきましては、画像を含む意匠について、物品にあらかじめ記録された画像は従来から意匠法の保護対象でありました。そのため、これまでもエンドユーザによって画像を含む登録意匠が実施され、これが意匠権侵害となり得る可能性はございました。しかしながら、パソコン等の電子機器が現在広く一般に普及していることから、意匠審査基準上、従来は保護対象外とされておりました電子計算機の付加機能に係る画像を保護対象として取り扱うとする場合には、それら機器のエンドユーザが行う行為について、それが画像を含む登録意匠の実施や意匠権侵害になり得る場合を改めて確認しておく必要があるであろうということです。

実施に当たる行為について、例えば、以下のような行為も実施に当たるであろうということで、例 1 で、上市後の機器があらかじめ有する機能に係るソフトウェアのアップデートを行うことによって、登録意匠に係る画像を当該機器に記録する行為、例 2 で、上市後のパソコンに特定の機能に係るソフトウェアをインストールすることによって、登録意匠に係る画像を当該パソコンに記録する行為、例 3 で、ソフトウェアのインストールによって登録意匠に係る画像を記録した物品を使用、販売、貸与するような行為を挙げています。

エンドユーザの行為に関しましては、とりわけ「業として」の実施に当たるかどうかという点が問題になるだろうと思います。先ほど「業として」の概念について述べましたけれども、もしエンドユーザによる実施が個人的又は家庭内のものにとどまるという場合には、「業として」の実施には該当せず、意匠権侵害を構成しないと考えられます。それに対して、最後の段落に書かれていますように、企業の社員が業務上行った場合には、当該企業が「業として」実施したと判断される可能性があるというように考えられます。

次のページをめくっていただきまして、プロバイダ・クラウド事業者につきましては、2 段落目からいきますと、今般の意匠審査基準改訂の検討においては、インターネットを通じて表示される画像など、外部からの信号による画像は、引き続き保護対象外として取

り扱っており、そうする一方、パソコン等の電子計算機に記録されたソフトウェアにより表示される画像は保護対象として取り扱う方向であるために、サーバーやクライアント端末をも含み得る概念である「電子計算機」の利用に関連した事業を行うプロバイダやクラウド事業者にも、画像を含む登録意匠の実施やその意匠権侵害の観点での影響が生じ得ると思われまます。

それで、次の段落に書かれてありますが、この場合、クライアント端末への一時的な機能提供を目的としたサーバーへの画像の記録が意匠法上の意匠に係る物品の「製造」に該当しないという考え方をとりますと、例えば自社のポータルサイト上でショッピングサービスを営むプロバイダが、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の譲渡や当該物品の製造のみに用いるプログラム等を内包するソフトウェアの譲渡等を行うなど、事業者自らが侵害行為を行う場合でなければ、原則として、意匠権侵害の責任を直接負うことはないと考えられます。

「ただし」という次の段落で、商標権侵害に関する「チュッパチャップス事件」を紹介しておりまして、場合によっては、直接侵害行為あるいは間接侵害行為に該当しない場合であったとしても差止請求が認められる可能性があるということが書かれております。

最後の 24 ページですが、プロバイダ又はクラウド事業者が意匠権侵害の主体としては認められなかったという場合であったとしても、顧客が侵害者と認められた場合に、その顧客との共同不法行為を理由にして、当該プロバイダ又はクラウド事業者に対する損害賠償請求が認められる可能性もあると考えられます。

すみません。大分長くなりましたけれども、この文書の説明をさせていただきました。以上です。

○大淵委員長 非常に丁寧な御説明をありがとうございました。

それでは、最後になりましたが、資料 4 について事務局から御説明をお願いいたします。

○富永意匠審査機械化企画調整室長 それでは資料 4、画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park) についての御説明をいたします。

資料 4 の 1. 開発の経緯ですけれども、平成 26 年 1 月 31 日の意匠制度小委員会の報告書における提言及び平成 26 年 2 月 24 日、知的財産分科会における承認を受けまして、イメージマッチング技術を利用した意匠登録の検索システムの開発を行いました。独立行政法人工業所有権情報・研修館のオンラインサービスといたしまして、平成 27 年 10 月 1 日から、画像意匠公報検索支援ツールの提供を開始しているところです。

資料の中段からになります。従来の提供しております特許情報プラットフォームでは、テキスト検索や分類検索などの基本的な機能によって公報を確認することはできますが、本ツールでは、より簡便かつ効率的な調査手段の提供を目的に開発を行っております。この主なツールの特徴といたしましては、箇条書きに5つ書いてありますが、主な点としましては、蓄積対象を画像を含む意匠だけとした効率的な調査を可能とすること、イメージマッチング技術を利用して機械的な評価の順に蓄積画像を並べることで、画像を確認する際の効率を高めること、また並べ替えられた蓄積画像全件をサムネイル表示することで一覧性のある網羅的な調査を可能とすることなどを特徴としております。

なお、本ツールにつきましては、効果の高い基本的な機能に焦点を当てて開発することで早期の提供を図ったところですが、利用者の意見聴取を行いまして、今後も継続的な改善を行ってまいります。

ページをめくっていただきまして2ページ目ですが、2番目としまして、本ツールのトップページと基本的な使用方法を御説明しております。こちらについては、ページを1枚めくっていただきまして、資料4（参考）で御説明をしたいと思います。

説明用参考資料と書いております青緑色の資料でございますが、こちらの右下のページ番号4ページ目の下段を御覧ください。下段の右側でございますのが本ツールのトップページでございます。基本的な使用方法といたしましては、御自分で創作した画像などの比較調査したい任意の画像、例えばですが、ここで言いますと左側の「音量」と書かれた画像がございますが、この画像ファイルをパソコン上で「ドラッグ&ドロップ」又は「ファイル選択」などをしていただくことでツールに入力することになります。

次に、右下のページ番号6ページの上段を見ていただきたいのですが、こちらで、必要に応じてモードとか絞り込みの条件を選択することができます。条件を設定しなくても並べ替えを実行することはできますが、こちらに一定の条件を入力するというのも可能です。これで並べ替えを実行しますと、下段のように、入力した画像と形や色が近い順に蓄積画像がサムネイルで表示されます。このサムネイルを見ていただいて調査をしていただくことになります。

さらにモードについてももう少し御説明いたします。この資料の最後のページ、右下のページ番号で12ページの下段を御覧ください。画像をツールに入力した後に色や形などで並べ替えの際の優先モードを選択することができます。例えば、こちらの表の中に入力例の欄の画像がありますが、これをツールに入力して「形」というモードを選択しますと、

モードというところに記載がありまして「形」の欄を見ていただきますと、概要のところにありますように、「形」のみに着目いたしまして画像同士が近いかどうかを評価していくということになりますので、色についてはさほど重要視されず、「形」で上位に並ぶものが決まってくるということになります。「色」を選択しますと「色」のみに着目をいたしまして、近いものを上位に上げてくるということになります。

資料4の参考の説明は以上でございまして、資料4の3ページに戻っていただきたいと思います。3ページ、4番のところですが、周知活動及び今後の改善予定です。本ツールの提供開始以降、知的財産関係団体や個別要請者を対象とした説明会の開催を通じて周知や意見交換を実施しております。今後も引き続き、説明会やユーザアンケートを通じて意見や要望を聴取していきたいと思っております。それをもって今後の改善につなげていきたいと思っておりますので、御協力のほど、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

○大淵委員長 御説明をありがとうございました。

それでは、今までの御説明を踏まえて議論に移りたいと思います。

意匠審査基準ワーキンググループで御検討いただきました改訂意匠審査基準案、その改訂の方向性を踏まえました実施・侵害行為等の考え方、それから、ただいまの画像意匠公報検索支援ツールの3つがこうしてそろったわけですが、まずは、これらの資料につきまして御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

林美和委員どうぞ。

○林（美）委員 弁理士会の林です。

質問とコメントなんですけれども、資料3の侵害行為等についての考え方という資料については、まず、大淵委員長をはじめその他委員の先生方に大変充実した資料を取りまとめいただきましてありがとうございました。

この内容等について何か違和感があるとか、そういったことではないんですけれども、この取り扱いについて特許庁さんの考え方を確認させていただきたいと思います。こちらはワーキングでも今回の委員会でも、あくまでも参考資料として提出していただいているということで、パブコメでもその点は明らかにした上でお出しただければと思うのですが、そもそも公開されるご予定ということでよろしいですね。

○伊藤意匠制度企画室長 公開につきましては、公開の予定でございます。後に、ちょっと別の議題でございますけれども、報告書の中に含める形での公開は予定しております。

○林（美）委員 わかりました。

では、先ほど申し上げましたとおり、特に内容に異論等があるわけではないのですが、こちらはワーキングでも、この委員会でも、特に議論を重ねたものではないですし、この内容が特許庁や委員会の正式見解としてひとり歩きしてしまうことが懸念されますので、参考資料であるということになるべくわかりやすい形で明らかにした上で公開していただければと思います。以上です。

○大淵委員長 今のは御要望ということで、ほかに御意見、御質問を。

それでは林千晶委員、お願いいたします。

○林（千）委員 私が少し早めに出なければいけないので、質問というよりはコメントと要望を簡単に話させていただければと思います。

実は私、この委員に2年以上関わらせていただいていたいて、その他の省庁でもこのような形で関わる人が多いのですが、今回は非常に丁寧で、本当に真摯な形で議論が進められてきて、私の中で、この議論の中に関わらせていただいたことをすごくうれしく思って、きょうも話を聞いていました。

その中で2つコメントがあって、1つは、ずっと皆様に説明をいただいた、これからますます競争が激しくなってくる画像デザインにおいて、事後的に記録された画像自体も意匠の対象に含まれるということで非常に前進ではあるのですが、それと同時に、今経産省のほうでも議論している人工知能、ビッグデータといったところがこれからのイノベーションの大きな領域である、それが、全ての製造業と関わってきてサービスとして提供されるときに、それらのサービスの提供は、ほぼクラウドが中心になっていくだろう。なぜならば、処理自体が個別のサーバーには落ちてこない、クライアント端末に落ちてこないの、そうなってくると多くのサービスがますますクラウドに移行してくるのかな、インターフェイスとしても。というふうになったときに、日々進化する領域においてどこまで保護するかというのは、保護し過ぎることもよくないことではあるのですが、そこをどのように調整していくのか。というのは、先ほど山田さんからあったように、国際的な動きもちゃんと図りながら、最終的には現行の意匠法の改正ということ自体も視野に入れながらクラウドへの対応、ものすごいスピードで今後進んでいくと思うので、そこにうまく適用していけるような形で今後も議論を進めていただけたらいいなというふうに思っている点が1点です。

もう1点目は、私自身が比較的、製造するデザイナー側であったり、新しい事業を起こ

す側と関わる人が多いのですが、今回開発されたツールが、正直に言って想像よりもずっと完成度も高く、そして早く提供されたことに驚きを持ってうれしく思っております。というのは、国のプロジェクトというのは、とにかく遅かったり、高かったり、できた割には使いづらいということが多くのように思うのですが、今回、このツールが発表されたときに、ちょうどエンブレムの問題もあったということもあって、何て素早い対応なのだ、本当にポジティブに、かつどのようなコメントでみんながシェアするかなということ、関わっているデザイナーであったりベンチャー企業、大手の人たちのコメントを見ていたのですが、使いやすいというかなりポジティブなコメントが多かったので、そのこと自体は素晴らしいことなのではないかと思っています。

最初にこのプロジェクトが始まったときに、とにかく早いことが重要だと。ただ、機能は比較的シンプルに抑えている、だから、これからますます数が増えてくる様々な要望があるという中で、こういったインターフェイスというのは、正に日々進化させることが重要な領域だと思いますので、ぜひともこれが、今後も継続的にきちんと予算がつけられてより使いやすくなっていく。そのこと自体は、実は法改正以上に重要なアーキテクチャーになって、人々の競争力であったり行為をつかさどる行為になると思うのです。なので、このツール自体の活用というのは重要だと思っていますし、期待していますということで、今回、本当に先生方のコメントも含めて、私は初心者だったのですが、毎回塾に来ているような気分で勉強させてもらいつつ、この活動を逆にインターネット、ウェブ業界であったり、データサイエンスの領域であったりといったところに広めることに貢献していけたらなと思っています。どうもありがとうございます。

○大淵委員長 荒井様、どうぞ。

○荒井氏（西川委員代理） 日本自動車工業会の荒井です。

資料2の60ページにあります登録とならない事例のところですが、私ども自動車業界で気にしていたのが、昨今、話題となっている自動運転等いろいろと自動車業界では開発を活発に行っています。現在は、自動車の中の情報を個別に表示しているというところにとどまっていますけれども、今後、自動運転等が加速していくと、やはり1つの画面の中に複数の情報をよりコンパクト、明快にというようないろいろな工夫がなされていくことが想定されます。そういった中で、複数の機能を表示する画像が保護を受けられないというところに懸念を持っておりましたが、今回、資料2のただし書きの中で、その事例を外すということが書かれておりますので、日本自動車工業会としましては、この資料に関し

て特に異論は御座いません。

あと資料4の検索ツールですけれども、こちらのほうも今、林委員からお話がありましたように、非常に使いやすいというところで、今後サーチの軽減については役立っていくのではないかと考えています。

セキュリティの点でも、デザインした対象画像を取り込んだ際にも、その後、完全消去されるということを聞いてはおりますが、出願前のデザインというのは、企業にとっては非常に重要度が高いものになっています。そういったところを考えてみると、やはり今の公衆回線を使つての画像の入力というところに非常に違和感を感じるころがありまして、こういったセキュリティの部分を考えて、今後は INPIT 等に、独立したスタンドアローンのマシンの設置を考えていただければよいと考えております。

また、今回マッチングソフトも、先ほどのお話にあったように、非常に検索時間も短くて使いやすい部分があります。せつかくのシステムなので、今後画像だけではなくて、ほかの分野でもぜひ活用できるように、ほかの分野の画像情報が入ってくるとありがたいなというところが意見になります。

以上です。

○大淵委員長 お願いいたします。

○伊藤意匠制度企画室長 コメントをありがとうございました。

今、荒井様から御指摘をいただいた中で、皆様のお手持ちの資料2のページ数が52ページになっているかと思しますので、1点付け加えさせていただきたいと思っております。

今、荒井様に御指摘をいただいたのは、資料2（別紙）になります52ページの審査基準改訂案、こちらの上のほうの「74.7.1.2、意匠ごとに出願されていないもの」の例の最終行、ただし書きのところの御指摘と理解しております。

○大淵委員長 それでは、お願いいたします。

○大下委員 知的財産協会の大下です。

資料2の審査基準については、特に異論はございません。

今、荒井委員からも御指摘がありましたけれども、検索ツールにつきましても、企業のほうでセキュリティの問題でそのまま出願前の意匠が載せられないという企業も一部ございますが、こういった使いやすいシステムがオープンになった、つくっていただいたというところは、これからユーザサイドとしても使い方を工夫したりとかいろいろできる部分もありますので、まずはこれをしっかり使っているいろいろなことを考えていきたいと考えて

おります。

以上です。

○大淵委員長 和田委員、お願いいたします。

○和田委員 J E I T Aの和田です。

細かい点なんですが、質問とお願いが1点ずつございます。

1点目、質問ですけれども、資料3の実施・侵害行為の考え方につきまして、19ページに間接侵害を構成する行為のところ例1と2というふうに記載しておりますが、例えば、ある画像デザインが電子計算機にインストールされるだけでなく、クラウドサーバーからの配信の場合でも同じものが使われているという場合に「のみ品」といえるのかどうか、その点に関してコメントをいただければと思います。

2点目、お願いになりますが、先ほどからお話が出ておりますツールについてです。今までなかったものを新たに構築していただきましてありがとうございます。今後も、より活用していくために、事業者としては並べ替え結果の印刷やダウンロードができることが非常に望ましいので、その点の改善をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○大淵委員長 ありがとうございます。

今、前半でコメントをお願いしますということだったのですが、どなたか——どなたにお願いされたのかはよくわかりませんが、コメントがございましたらどなたからでも。

では茶園委員、お願いします。

○茶園委員 私は技術的なことはよくわからないので、確認させていただきたいのですが、今おっしゃられたのは、例えば、どこかのサーバーに画像が生成されるプログラムが記録されていて、そこからパソコンにダウンロードして使われる場合もあるし、ダウンロードではなくて、単にユーザがそこにアクセスして使う場合もあるという、同じプログラムが二様に使われる場合について質問されているのでしょうか。

○和田委員 実行為に該当するような使われ方をされているのと同じ画像が、クラウドサーバーのほうからも配信されている場合に「のみ品」といえるのかどうかということになります。

○茶園委員 同じプログラムがダウンロードされるという利用方法もあれば、そうでない

利用方法もあるという場合があるとして、ダウンロードされる場合には、そこではパソコンの意匠として生成されますので、まずは間接侵害が問題になるのでしょうか、一方で同じプログラムがダウンロードされないという方法で利用されるのであれば、そこでは直接侵害行為はあり得ないと思いますので、間接侵害も生じないと思われれます。よって、同じプログラムがこのような二様の使い方がされるのであれば、結局、それは「のみ品」ではないということになると、私個人はそのように考えております。私が考えているような場合でよろしいのでしょうか。

○和田委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○大淵委員長 それでは永田委員、お願いいたします。

○永田委員 情報サービス産業協会の永田です。

資料3の件でお願いします。資料3自体、参考資料として公開の予定だということをお先ほど伺いました。その方向と内容については、特に大きな異存はありません。

ただ、先ほど茶園委員からの説明を聞きながらも思ったのですが、やはり非常にテクニカルで難しい内容だなと思っています。パブリックコメントに出すとか公開するといった部分では、現在の案の形で行くことは理解していますが、今後の説明会や一般向けにレクチャーするような場面では、もう一段、わかりやすい文章と図面が入っているものになっていることを希望します。

それは、先ほどの林美和委員からの「ひとり歩きすると困る」という指摘と、もしかすると一見矛盾しますが、資料を出すのであればわかりやすくしてほしいという思いがあります。もともと資料3の3ページ目の「はじめに」の部分で、下のほうに「画面デザインの開発や利用に関わる事業者等が上記対応を図る上で有用な情報を提供するべく」ということをおっしゃっています。有用な情報であるためには、内容がよいのだけでも伝わりにくい、では困ってしまうのです。特に私ども情報サービスの業界では、文章を読むよりも図面で示してほしいという人間が多いものですので、そう思うと、実務に役立つ資料にするために、ここはもう1つステップを踏んでいただけるとありがたいと思っています。

以上です。

○大淵委員長 今も御指摘がありましたけれども、資料3は明らかにできるところを明らかに、クリアにできる範囲でされたので、先ほど御質問のあったクラウドの件なども、細かいファクツといういろいろな技術状況がありますので、それらごとに適用されて、最

後は裁判所の専権云々ということになってくると思います。そのような意味では、これは明らかにできる範囲で明らかにしてあるペーパーなので、その当てはめについては先ほどコメントをいただきましたけれども、いろいろ細かい——恐らくそれが御懸念であるかと思えますけれども、細かい事実関係を詰めた上でこれを当てはめていくということになってくるのだろうと、抽象的コメントですが、そのようなことではないかと思いました。それも含めまして、いろいろと皆さんの御意見等がございましたらお願いします。

ほかに。

それでは平野委員、お願いいたします。

○平野委員 久しぶりの審議会になったわけですが、かなりいろいろな作業をやっていたでいて非常に感無量のところがあります。

1つに、今回の報告書と実施等の考え方の方向性は、かなり大きな一歩という感じがします。今までは全く画面というものに対する考え方が、的確に時代性とマッチしないまま我々は審議してきたような気がしているのですが、こういう形の解釈で今までの考え方をまとめていただいたということ、これはすごく大きな第一歩だと思います。

今、技術的などという話がありましたが、画面だとか、あとはクラウドもそうですけれども、この分野は、デザインも含めて日進月歩に進むスピードがますます速くなっていくでしょうし、サービスプロバイダ等ほかの考え方、要するに、一つの世の中に対する提供の仕方はどんどん変わってくると思います。その辺を常に世の中をウォッチしながら、法律が余りにも遅れないような解釈と、あとはそれに対する対応というものを今後もよろしくお願いします。本当に御苦労さまでした。

○大淵委員長 お願いいたします。

○浅見委員 意匠の審査基準につきましては非常に詳細に、またわかりやすくまとめていただきましてありがとうございます。

1点、適用日について確認させていただきたいのですが、特許の場合には、審査基準を改訂しますと、既に出願されているものにも適用するというのが一般的かと思いますが、先ほどの御説明によりますと、今回の審査基準の改訂につきましては、創作非容易性の部分を除いて来年4月1日からの出願に適用するということでした。そのあたりは特許と事情が違うということもあろうかと思いますが、その理由につき御説明をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○大淵委員長 お願いいたします。

○伊藤意匠制度企画室長 今、浅見委員から御質問をいただいた点ですけれども、まず事実関係といたしましては、先ほど資料2の一番最後のページで御確認をいただきましたとおりですが、創作非容易性の基準に関しましては、今回は基準内容の明確化という形で改訂を予定しておりますので、その意味におきましては、来年4月以降に審査されるもの全て、係属中のものも含めて適用するという事で考えております。

もう1点、登録対象の拡充に関する部分です。特に今回、付加機能を有する電子計算機というものにつきましては、新たな、これまで登録していない新しい対象物を適用の対象とするということがまずございますので、その意味におきまして、周知、公平性の観点から、4月1日以降の出願に適用させていただくという事を考えております。意匠につきましては、特許とも、補正ができるできない等々いろいろ違いもございますので、ここについては、4月1日以降の出願に、公平性、周知性、こちらの観点から適用するというふうに決めさせていただいております。

以上です。

○大淵委員長 お問い合わせいたします。

○増田委員 ゼブラの増田です。

資料2の内容ですが、今回は現行意匠法の規定の下で対応可能な意匠審査基準の改訂をして保護を拡充したということで内容には賛成です。

参考までにちょっと質問させていただきたいのですけれども、今回の画像を含む意匠の保護拡充のレベル感についての質問です。資料1で、我が国における近年の意匠登録出願件数の推移というのが先ほどございまして、2014年で意匠出願件数3万件というデータがありました。現時点でも、物品との一体性要件を備えた画像というのが意匠の対象になっているわけですが、この件数というのが3万件の中で約1,000件程度だというお話を以前に伺ったことがあります。今回、意匠審査基準の改訂によって画像を含む意匠の保護範囲が拡充されるわけですが、これによって画像関係の意匠出願というのはどれぐらいまで増えると特許庁さんは予測されますでしょうか、という質問です。それは私たち企業次第だと言われればそのとおりでございますけれども、この1,000件が2割、3割増えるのか、2倍、3倍に増えるのか、その辺の期待値でも結構ですのでお聞かせいただければと思います。

○大淵委員長 お問い合わせいたします。

○伊藤意匠制度企画室長 非常に積極的な御質問をありがとうございます。

画像を含む意匠に関しましては、先ほど資料1の説明の際にも申し上げたところですが、増田委員がおっしゃるとおり、年間1,000件ぐらいというのが、我が国の出願の現状でございます。

ただ、出願件数全体が3万件という中で画像を含む意匠自体は伸びているというのも先ほど申し上げたとおりですので、これが今回保護、登録の対象となるものが拡充されてまいりますので、これは確実に増えるだろうな、というふうには予測しております。一方で、どのくらい増えるのかというのは、恐らく事業者の皆様方の考え方によるものと思いますので、ちょっと数値のほうはなかなかお答えしにくいかなと思っております。

いずれにしても、私どもとしましては、そういう画像を含む意匠というのが、やはり物をつくっていく上で今後も非常に重要になっていく、これまで以上に重要になっていくのは間違いないと思っておりますので、その保護と活用ができるようなインフラを意匠制度として提供できるということを願っているところでございます。

○増田委員 ありがとうございます。

○大淵委員長 ほかにございませんでしょうか。

それでは、特にならぬでございますので、本日の御議論を踏まえまして、資料2に示されたとおりに、画像を含む意匠に関する意匠審査基準を改訂するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○大淵委員長 皆様、うなずいておられて異議なしということでありがとうございます。

#### 画像デザインの保護の在り方について（報告書案）

○大淵委員長 引き続きまして、今度は資料5、報告書案の内容について事務局から御説明をお願いいたします。

○伊藤意匠制度企画室長 それでは、資料5を用いまして御説明いたします。資料5、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会報告書「画像デザインの保護の在り方について」（案）でございます。本日の御議論を踏まえまして、本小委員会の御議論のまとめとして御審議をいただきたい事項でございます。

ページをおめくりいただきまして1ページ目に、本小委員会における検討の経緯を記載しております。要点のみを御説明させていただきますけれども、本小委員会におきまして

は、平成 23 年 12 月 20 日以降、ハーグ協定、ロカルノ協定という国際協定対応、画像デザインの保護拡充の方向について御検討をいただき、平成 26 年 1 月 31 日に報告書を取りまとめていただいております。この報告書におきましては、画像デザインの保護制度の在り方について、法制的な枠組み、運用面の取組の両方を進めることが重要。その中でも、特に現行の意匠審査基準を改訂することによって、登録の対象を拡充していくことについてワーキンググループで検討し、その考え方を小委員会でも再度検討するということが示されております。

これを受けまして、繰り返しになりますが、イメージマッチング技術を利用した支援ツールの開発が行われ、なおかつ審査基準ワーキンググループにおける検討の結果としてワーキンググループ報告書、審査基準の改訂案というものが取りまとめられております。本小委員会におきましては、この意匠審査基準ワーキンググループの検討結果に基づいて、審査基準改訂の方向性を踏まえた実施・侵害行為等についての考え方とあわせて、画像を含む意匠の在り方について検討を行っていただきました。

次のページです。2. 意匠審査基準ワーキンググループにおける検討結果 意匠審査基準ワーキンググループでは、現行意匠法の規定の下で対応可能な審査基準改訂の考え方が整理され、それを踏まえた画像を含む意匠に関する改訂意匠審査基準案が作成されました。これは添付別紙 1 でございます。

3. 画像を含む意匠に関する意匠審査基準改訂の方向性を踏まえた実施・侵害行為等についての考え方 上記意匠審査基準ワーキンググループにおいて作成された画像を含む意匠に関する改訂基準案を念頭に、意匠審査基準を改訂した場合の影響について、意匠法等関係法令の制度趣旨及びこれまでに示された裁判例の考え方などに立脚しながら、関連規定の適用について想定される考え方がまとめられた。添付別紙 2 でございます。

ちなみに添付別紙 2 が、実施・侵害行為等についての考え方でございますが、先ほど林委員から御指摘がございましたとおり、参考資料という形で明示をさせていただいております。

4. 対応の方向性です。現行意匠審査基準では、平成 18 年意匠法改正当時の状況を踏まえ、物品にあらかじめ記録された画像でないものは意匠を構成しないものとして取り扱い、物品に事後的に記録された画像や、パソコン等の電子計算機にソフトウェアをインストールすることで表示される画像等は、意匠登録の対象から除外している。しかしながら、情報通信技術の急速な進展に伴い、事後的なアップデートが可能な機器が増加したこと、

モバイルデバイスの急速な普及を背景に、これらの機器にソフトウェアを追加することで、従来は様々な専用機が担っていた役割を1台の機器を核として実現し得る時代へと変化してきている。その結果、現在においては、これら機器が事後的に具備した機能についても物品の機能として理解する意識が社会に広まるとともに、当該機能の実現のために用いられる画像についても一定の保護ニーズが示されるに至っている。

意匠審査基準ワーキンググループにおいて作成された改訂意匠審査基準案は、こうした背景を踏まえ、従前の物品にあらかじめ記録された画像に加えて、物品に事後的に記録された画像についても、意匠を構成するものとして取り扱うことを趣旨とするものであり、同時に、ありふれた手法に基づいて創作されるような創作性の低い画像について意匠権が生じることのないよう、画像を含む意匠についての創作非容易性の判断基準を明確化するための対応を図るものであるから、上記現代社会の要請に基づき、現行意匠法の下で対応可能な画像を含む意匠の審査運用指針を適切に示したものと見える。

また、意匠の実施該当性や意匠権侵害についての判断は、個別の事案に応じて裁判所が行うものであるため、個別具体的なケースについての考え方を予断することはできないが、「画像を含む意匠に関する意匠審査基準改訂の方向性を踏まえた実施・侵害行為等についての考え方」により、事業者等が画像を含む意匠を取り扱う際に留意すべき事項が明らかになったと考えられる。

さらに、画像を含む意匠の保護を拡大するに当たっては、事業者のクリアランス負担の軽減に向けた取組も併せて進められる必要があるが、イメージマッチング技術を利用した画像を含む登録意匠の検索支援ツールが平成27年10月1日から提供開始されており、登録意匠の調査に掛かる負担を軽減するための環境も次第に整いつつある。

一方、この意匠審査基準の改訂による対応は、物品と意匠との一体性を前提とする現行意匠法の規定の下での対応であるから、クラウド等、ネットワークコンピューティングにおいて利用される画像などは意匠登録の対象とはなり得ない。そのような画像については、法改正による保護の実現を望む声がある一方、物品から独立した画像について意匠権が付与された場合には、その影響がこれまで想定し得ないほど広範に及び過ぎるとの懸念も示されている。

以上を踏まえると、スマートフォンやタブレットコンピュータといったモバイルデバイスの利用が急速に拡大する中、物品の機能の変化に係る現代社会の要請に対応して意匠審査基準を改訂することは、法改正を要せずに迅速に実現可能な措置であるとともに、画像

を含む意匠について、現行意匠法の下で可能な最大限の保護と活用を図るために必要なことであるから、意匠審査基準ワーキンググループにおいて作成された改訂意匠審査基準案を速やかに実行に移すことが適切である。そして、その後の運用の状況を見定めつつ、今後更なる情報技術の進展やユーザーニーズの動向を注視しながら、画像デザインの保護を巡る意匠制度の在り方を、引き続きの検討課題とすることが適切である。

以上です。

○大淵委員長 御説明をありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明を踏まえまして議論に移りたいと思います。今御説明のあった報告書案、資料5を本委員会の報告書とすることについて御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

林委員、お願いします。

○林(美)委員 長い間、2年以上にわたりいろいろ御協議をいただきありがとうございました。最終的に法改正はかなわなかったのですけれども、審査基準の改訂ということではまずは第一歩を踏み出せたということで、日本弁理士会としては大変喜ばしく思っております。

従前お伝えしておりますとおり、日本弁理士会としては画像意匠の保護拡充に関しては賛成という立場をとっております。今回、迅速な保護拡充に対する対応ということでまずは審査基準を改定するという形になっておりますけれども、先ほどいろいろな委員の方からも御意見がございましたとおり、画像意匠というのは特に進歩の速いコンピュータの世界ですとか、そういった分野と切っても切れない部分がございますので、まずはこちらの審査基準で始めてみて、やはり法改正なり、さらなる保護拡充が必要ということになりましたら、引き続き積極的な御検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○大淵委員長 和田委員、お願いします。

○和田委員 1点だけ意見がございます。3ページ目の「以上を踏まえると」というところから結論になっていると思われまますけれども、その中で、この審査基準の改訂によってどんな画像が保護できるようになったかという具体例がないので、初めて報告書を読む人にわかりにくいのではないかという懸念もありますので、パブコメの結果等も踏まえて、そういう具体例の明示の要否について御検討をいただければと思います。

以上です。

○大淵委員長 ほかに、特にございませんでしょうか。

ただいま和田委員のほうから、3ページの「以上を踏まえると」の параグラフについて、具体例をパブコメの結果等を踏まえて加えてほしいということでありましてけれども、そのような具体例を加えるという説明の点を除いては、この報告書案の方向性については皆様、特に御異議もなく御了解を得られたものと考えますが、この方向性について御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○大淵委員長 皆様、うなずいておられまして異議がないということございまして、ありがとうございました。

今後のスケジュールについて

○大淵委員長 それでは、最後に今後のスケジュールについて事務局から御説明をお願いいたします。

○中野制度審議室長 今後のスケジュールについて御説明をさせていただきます。

本日御承認をいただきました改訂意匠審査基準案を含む報告書案につきましては、今後速やかにパブリックコメントを行い、その結果等につきましては委員長及び委員の皆様に御報告させていただきます。

○大淵委員長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして産業構造審議会 知的財産分科会 第4回意匠制度小委員会を閉会いたします。本日も長時間御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

閉 会